

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
図書室利用規程

〔平成16年4月19日
規程第103号〕

改正 平成17年4月27日規程第49号
改正 平成18年6月2日規程第53号
改正 平成21年3月31日規程第99号
改正 平成22年3月31日規程第30号
改正 平成23年5月25日規程第8号
改正 令和2年3月23日規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)に設置する図書室が所蔵する図書(雑誌、歴史的若しくは文化的な資料及び学術研究用の資料を含む。以下同じ。)の円滑な利用を図るため必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び職員
- (2) 経営協議会委員、教育研究評議会評議員、運営会議委員、各種委員会の委員
- (3) 機構が受け入れた外来研究員
- (4) 機構が受け入れた学生
- (5) 図書の利用を申し出た一般の利用者

(利用時間)

第3条 図書室の利用は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、これを変更することができる。

開室時間	9:00～17:00
閉室日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 年末年始(12月28日から翌年の1月4日まで) (4) その他図書室長(以下「室長」という。)が必要と認めた日
開室時間外及び閉室日(1)(2)(3)における利用	機構発行のIDカードにより入室可

(閲覧)

第4条 利用者は図書を自由に閲覧することができる。ただし、室長は図書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書の閲覧を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに規定する情報が記録されていると認められる図書の当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがあるもの

(図書の貸出し)

第5条 図書は、次の各号に掲げるものを除き貸出しを受けることができる。

- (1) 辞書、事典、便覧、索引、規格集等の参考図書
- (2) プレプリント、レポート
- (3) 雑誌（製本雑誌を含む。）
- (4) マイクロ資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 機構の蔵書目録
- (7) その他室長が指定したもの

2 図書の貸出し冊数、貸出し期間及び更新については、次のとおりとする。

貸 出 し 冊 数	10冊以内
貸 出 し 期 間	1か月以内
更 新	貸出し予約がない場合に限り2回まで

3 前項の規定にかかわらず第2条第2号から第5号に掲げる者については、当該滞在期間が貸出し期間より短い場合は、その滞在期間をもって貸出し期間とする。ただし、室長が研究及び教育上必要と認めた場合は、この限りでない。

4 第2条第1号及び第4号の者が退職等又は1か月以上機構を離れる場合は、貸出し期間内であっても直ちに借り受けた図書を返納しなければならない。ただし、室長が研究及び教育上必要と認めた場合は、この限りでない。

5 貸出しを受けた図書は、他の者に転貸してはならない。

(貸出しの特例)

第6条 第2条第1号に掲げる者が、特に必要とする場合は、研究所、研究施設及び図書室を除く室（以下「研究所等」という。）の経費によって購入した図書に限り、別に定める貸出し手続きを経て利用することができる。

2 前項の利用における貸出し期間は、1年以内とし、更新を妨げない。

3 研究所等へ貸出した図書を利用している者は、室長が蔵書点検を行うときは、これに応じなければならない。

4 研究所等へ貸出した図書を利用している者は、次の各号の一に該当したときは直ちに返納し

なければならない。

- (1) 使用する必要がなくなったとき。
- (2) 第2条第1号に掲げる者でなくなったとき。

(返納)

第7条 室長が必要と認めた場合は、利用中の図書の返納を求めることができる。

(亡失等の通知及び弁償)

第8条 利用中の図書を亡失若しくは損傷したときは、速やかにその旨を室長に通知しなければならない。

- 2 亡失若しくは損傷が故意又は重大な過失による場合は、その損害を弁償しなければならない。

(情報検索)

第9条 第2条第1号に掲げる者は、情報検索申込書により外部データベースの検索を依頼することができる。

(文献複写)

第10条 図書の複写については、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構文献複写規程（平成16年規程第104号）の定めるところによる。

- 2 外部機関の図書の複写については、第2条第1号に掲げる者に限り、文献複写申込書により依頼することができる。

(現物貸借)

第11条 第2条第1号に規定する者は、研究又は教育上必要がある場合は、現物貸借申込書により、外部機関の図書の利用を依頼することができる。

- 2 室長は、外部機関の図書館から図書の利用の依頼があった場合は、機構の研究及び教育に支障のない場合に限り、これに応ずることができる。

(その他)

第12条 室長は、この規程に違反した者又はその他不都合な行為のあった者に対して図書の利用を停止又は制限することができる。

- 2 室長は、閲覧中の他の利用者に迷惑を及ぼし、若しくはそのおそれのある者に対して閲覧を断り、又は退室を求めることができる。
- 3 室長は、利用者の閲覧に供するため、この規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第13条 この規程に定めるもののほか、図書の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月27日規程第49号）

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月2日規程第53号）

この規程は、平成18年6月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月31日規程第99号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第30号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日規程第8号）

この規程は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日規程第19号）

この規定は、令和2年4月1日から施行する。